

令和 7 年二級建築基準適合判定資格者検定要領

国土交通省住宅局

この資格検定は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 5 条の規定に基づいて行われるものです。ご不明な点は住所地又は勤務地の都道府県建築主務課にお問い合わせください。

1. 受検資格 (建築基準法第 5 条第 6 項の規定による)

一級建築士試験又は二級建築士試験に合格した者

2. 検定期日、時間割

検定期日及び時間割は、次表のとおりです。

検定期日	時間	区分※	内容
令和7年 11月14日(金)	10:00 ~ 12:00 (2時間)	考査A (50点)	二級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識
	13:10 ~ 16:35 (3時間25分)	考査B (100点)	

※()は配点を示す(150 点中)

今後の検定実施の対応方針について

今後の検定実施については、検定日前又は検定当日の検定会場を含む地域の状況や、交通機関・検定会場の状況等により、当日の検定を中止し、後日再検定の実施等の判断をする場合があります。その場合、検定実施に関する情報は、国土交通省のホームページで情報提供する予定です。そのため、同ホームページについては逐次確認してください。同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、国は責任を負いかねます。

ホームページアドレス：<http://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>

3. 検定地

検定地は、受検申込時における住所地の都道府県により次表の区分になります。受検申込書の所定欄(2ヶ所)に検定地名を記入してください。

<検定会場に関する注意事項>

下記検定地については予定地であり、受検申込者数の状況によって会場に収容できない等の場合には、検定地を変更する可能性があります。

検定会場の変更や各検定会場の当日の留意点については、令和7年10月15日(水)以降、国土交通省 HP(<http://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>)に最新情報を掲載する予定ですのでご確認ください。

検定地	検定会場	所在地	最寄りの下車駅・停留所	上履	受検申込時における住所地の都道府県
札幌市	札幌第1合同庁舎 2階講堂	札幌市北区 北8条西2丁目	●JR「札幌」駅下車徒歩3分 ●地下鉄南北線、東豊線「さっぽろ」駅下車徒歩5分	不要	北海道
		http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/info/u23dsn0000001wg.html			
仙台市	東北福祉大学仙台駅 東口キャンパス 5階 51教室	仙台市宮城野区 榴岡2-5-26	●JR「仙台」駅下車徒歩3分 ●市営地下鉄東西線「宮城野通」駅下車徒歩3分	不要	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
		https://www.tfu.ac.jp/access/higashiguchicampus.html			
さいたま市	さいたま新都心 合同庁舎 2号館5階 共用会議室	さいたま市 中央区 新都心2-1	●JR「さいたま新都心」駅下車徒歩5分 ●JR「北与野」駅下車徒歩7分	不要	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野
		http://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/soshiki00000043.html			
新潟市	新潟県自治会館 講堂	新潟市中央区 新光町4-1	●新潟交通路線バス「県庁」又は 「県庁前」下車徒歩5分	不要	新潟、富山、石川
		http://www.sinsogo.jp/index.html			
名古屋市	桜華会館 会議室	名古屋市中区 三の丸1-7-2	●地下鉄名城線「名古屋城」駅下車徒歩10分 ●地下鉄桜通線「丸の内」駅下車徒歩15分 ●地下鉄鶴舞線「丸の内」駅下車徒歩15分	不要	岐阜、静岡、愛知、三重
		http://www.ouka.sakura.tv/			
大阪市	大手前合同庁舎	大阪府中央区 大手前3-1-41	●地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅下車徒歩5分	不要	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
		https://www.kkr.mlit.go.jp/profile/map/index.html			
広島市	広島YMCA国際文化センター 2号館4階大会議室 ほか	広島市中区 八丁堀7-1-1	●市内電車(5番以外)「立町」電停下車徒歩3分 ●アストラムライン「県庁前」駅下車徒歩5分 ●広島バスセンターから徒歩5分 ●広島交通「合同庁舎前」バス停下車徒歩5分 ※駐車場はありません。必ず公共交通機関でお越しください	不要	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
		https://www.hymca.jp/hall/access/			
高松市	高松サンポート 合同庁舎南館1階 会議室	高松市 サンポート3-33	●JR「高松」駅下車徒歩5分	不要	徳島、香川、愛媛、高知
		http://www.skr.mlit.go.jp/menu/access.html			
福岡市	南近代ビル2階 会議室	福岡市博多区 博多駅南4-2-10	●JR「博多」駅下車徒歩約20分 ●西鉄バス「山王公園前」下車徒歩1分	不要	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄
		http://minamikindai.com/access/			

4. 受検申込手続

(1) 受検申込書の交付

受検申込書は、令和7年7月2日(水)以降、都道府県建築主務課で交付します。

郵送での受検申込書の交付も可能です。郵送で求める場合には、封筒の表に「二級建築基準適合判定資格者検定受検申込書交付希望」と赤字で記載し、返送先を明記した返信用封筒（角形2号）に所要の郵便切手を貼って同封してください。

(2) 提出書類

① 建築基準適合判定資格者検定受検申込書

- ・ 申込書記入例を参考に必要な事項をすべて記入し写真貼付けを行うこと。必要事項が記入されていない・写真が貼付けされていない場合には受付できないことがあります。
- ・ 受検手数料として2万7千円分の収入印紙を貼付けてください。（市区町村又は都道府県の職員は不要です。）貼付けのない場合には受付できません。（詳細は「5. 受検手数料」参照）
- ・ 受検申込書には切取線が入っていますが切取不要ですのでそのまま提出してください。

② 一級建築士試験、又は二級建築士試験の合格を確認できるもの

- ・ 建築士の登録を行った方は建築士免許証又は免許証明書の写しを、建築士の登録を行っていない方で建築士試験に合格している方は合格通知書の写しを提出してください。

③ 市区町村又は都道府県の職員であることが確認できる書類（市区町村又は都道府県の職員である方に限ります）

- ・ 職員証の写し等を提出してください。職員証がない場合には所属長から発行された在籍証明書等を提出してください。

※ この他、受検申込書の記載事項を確認するために、受付後に追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 受検申込期間

- ・ 受検申込期間 令和7年7月9日(水)から令和7年7月18日(金)まで

※ 郵送については、申込期間最終日までの消印有効。（申込期間を過ぎたものは受け付けません。）また、消印の確認できないものについては最終日必着とします。

(4) 受検申込受付場所

受検者の住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定場所への郵送

別紙1「受検申込書の交付・受付場所」を参照してください。

(5) 提出方法等

各都道府県で異なりますので、**別紙1**「受検申込書の交付・受付場所」を参照してください。

郵送の場合は、封筒（角形2号）の表に「二級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と赤字で記載し、必ず書留郵便又は書留としてください。

また、提出後に記入内容の確認の連絡をする場合もあるため、必ず提出書類についてはコピーをとったうえで、合否結果の通知があるまで写しをご自身で保管してください。

提出した受検申込書は、受付係員が受理し、受検番号を決定します。

受検票については、受検資格有りと判断された者に対し、国土交通省から10月中旬頃に送付予定です。

お願い！

- 郵送後の受検申込書の到着の確認は、日本郵便(株)の「追跡サービス」をご利用ください。都道府県建築主務課には直接問い合わせないようお願い致します。
- 発送時に発行された受領証(お客様控)は、受検票が届くまで必ずお持ちください。

5. 受検手数料

(1) 受検手数料の額

2万7千円(市区町村又は都道府県の職員は不要です。また、受検手数料を納付した者が検定を受けなかった場合においても、返還は致しません。)

(2) 納付方法

収入印紙を二級建築基準適合判定資格者検定受検申込書の「収入印紙はりつけ欄」に貼付してください。なお、消印は絶対に行わないでください。消印がされていた場合は受付することができず、新たに収入印紙を貼付けて再提出いただくことになります。

受検手数料の納付は、収入印紙に限ります。

ご注意ください！

- 地方自治体発行の収入証紙や、現金、郵便切手による受検手数料の納付はできません。
- 収入印紙は、郵便局等の窓口で取り扱っています。

6. 受検日の携行品

(1) 受検票(必ずお持ちください。)

(2) 筆記用具(答案用紙記入用の鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む)、消しゴム及び鉛筆削り(電動式、大型のもの、ナイフ類は不可)。それ以外の筆記用具の持込は原則禁止します。)

(3) 建築関連法令集

検定の時間には、建築基準法及び建築士法法令集*は持ち込んで使用することができます。

なお、使用することが可能な法令集につきましては、建築士試験に準じておりますので、詳細につきましてはこちらをご覧ください。

https://www.jaic.or.jp/shiken/1k/notes_on_the_day.files/horeishu.pdf

※ 建築基準法及び建築士法並びにこれらに基づく政令、省令、告示を記載したもの。その他関連法規の記載があってもよいが、簡単な見出し、脚注以外の解説のあるものは認められません。

なお、10.その他において記載の通り、本年度の検定においては、一部の法令に関し、令和7年4月1日時点で施行されている内容を適用することとしていることから、本年度に限り、持ち込みが可能である法令集の出版社が公開する追録を印刷した資料(追録の冊子が提供されている出版社のものを除く)を持ち込むことを可能とします。

※印刷方法はA4サイズ両面印刷又は2UP両面印刷とします。

<持ち込み法令集に関する注意事項>

- 当日、検定会場において事務局により法令集のチェックを行います。そのチェックにおいて問題ないと認められた法令集のみ使用することを認めます。
- 紛らわしい書き込みをした持ち込み法令集については、使用が認められない場合又は使用が認められたとしても判断に時間がかかり判断結果が出るまでは法令集なしでの受験となる場合がありますので、上記ホームページに掲げられている簡単な書込み以外の書込みをしないでください。
- 使用することができる法令集については、原則として、1冊とします。ただし、本編に付随する告示編等がある場合、1セットとして使用を認めます。
- 使用が認められる法令集以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。

(4) 卓上計算機（持ち込みは1台までとします。）

※**別紙2**に定める計算機以外の使用は認めません。なお、使用を禁止された場合や破損があった場合であっても、別途、電卓の貸与はしません。

(5) その他持ち込みが可能なもの

・時計、ストップウォッチ

※時計機能のみのものに限り、スマートウォッチ等の通信機能、撮影機能等を有するものは使用できません。また、アラーム等音の出る機能の使用は不可とし、設定を解除し音が鳴らないようにしてください。

・ハンカチ、ポケットティッシュ、マスク

※ハンカチ、ポケットティッシュについては衣服のポケット等には入れず、検定中は机の上に置いてください。マスクを着用する場合は、写真照合時には外してください。

・蓋付きペットボトル 500ml 程度のもの 1本

※検定中の飲食は原則禁止しますが、水分補給のため蓋付きのペットボトルに限り、検定中に飲むことを認めます。ただし、机の上に容器を置かず、必ず蓋を閉めて足もとに置き、机の上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意してください。

・携帯用の手指消毒用のアルコール

7. 合格発表及び通知

発表の期日は令和8年3月16日(月)頃の予定です。合格者については、その旨を本人に通知するとともに、受験番号及び氏名を国土交通省のホームページにおいて公表します。不合格者にはその旨及び成績を本人に通知します。なお、合否に関する電話での問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。

8. 住所、勤務先等変更時の手続き

受験申込後に姓名、住所及び勤務先に変更があった場合には、(1)～(2)に従い、以下の送付先に郵送にてご連絡ください。なお、合否結果の通知到着後に変更があった場合の連絡は不要です。

(1) 姓名・住所変更

＜受検申込後～受検票到着までの期間に変更があった場合＞

変更前及び変更後の姓名・住所（郵便番号）・申込都道府県を記入したもの（書式は任意）を、封書にて送付してください。封筒の表には「二級建築基準適合判定資格者検定姓名変更（住所変更）届」と朱書きしてください。（令和7年9月22日（月）消印有効）

＜受検票到着後～合否結果の通知到着までの期間に変更があった場合＞

変更前及び変更後の姓名・住所（郵便番号）を記入し、はがきや封書にてご連絡ください（書式は任意）。はがき又は封筒の表には「二級建築基準適合判定資格者検定姓名変更（住所変更）届」と朱書きし、頭符号及び受検番号を必ず併記してください（令和8年1月27日（火）消印有効）。

(2) 勤務先変更

変更前及び変更後の勤務先を記入し、はがきや封書にてご連絡ください（書式は任意）。この場合、「二級建築基準適合判定資格者検定勤務先変更（住所変更）届」と明記いただき、受検票到着後にご連絡いただく場合は頭符号及び受検番号を必ず併記してください。

9. 身体上の障害等に係る特別措置

身体上の障害等により受検の際に特別な措置を希望する場合は、受検申込書提出前に、国土交通省住宅局建築指導課指導係までご連絡ください。

また、受検申込書提出後、新たに障害等の事由が発生した場合には、速やかに国土交通省住宅局建築指導課指導係にご連絡ください。

※ご連絡が検定日の直前である場合やご連絡いただいた内容によっては、対応できないことがあります。

10. その他

解答にあたり適用すべき法令等については、令和7年1月1日現在において施行されているものとします。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定（告示を含む）については、令和7年4月1日現在において施行されているものを適用するものとします。

11. お知らせ

建築基準法第77条の58第1項の規定により、建築基準適合判定資格者検定に合格した方で省令で定める二年以上の実務経験を有する方は国土交通大臣の登録を受けることができます。

これまでは各都道府県に郵送または持参が必要であった建築基準適合判定資格者登録申請書について、令和7年12月1日（月）（予定）より、マイナポータルを用いたオンライン申請が可能となります。

※新規登録申請のほか、変更登録申請、登録証再交付申請がオンライン申請対象となります。

詳細については以下をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000213.html

<検定当日の注意事項>

- 検定会場での駐車について
検定会場及びその周辺での自家用車等の駐車はできません。他の交通機関を利用してください。もし駐車した場合、警察などからの撤去命令があれば検定時間中であっても撤去していただきます。
- 遅刻者の取り扱いについて
検定に30分以上遅刻した者の受検は認めません。
- 検定会場の空気調節等については、可能な限り配慮して調節しますが、すべての受検者の要望に応じることはできませんので、各自で寒暑への備えをしてください。
- ゴミ等は、必ず各自持ち帰ってください。
- その他、各検定会場における当日の留意点について、令和7年10月24日(金)以降、国土交通省 HP(<http://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>)に最新情報を掲載する予定ですのでご確認願います。

二級建築基準適合判定資格者検定事務局

国土交通省 住宅局 建築指導課 指導係

TEL：03-5253-8111（メールアドレス：hqt-kenchikushi@ki.mlit.go.jp）

住所：〒100-8913

東京都千代田区霞が関2-1-3

（受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く10:00～12:00、13:00～18:00）

提出書類記載等チェックシート

提出書類に不備があると、受検できない場合があります。

提出の前には、記載漏れ等がないか、以下の項目を☑チェックしてください。

(受検申込書(表面))

- 提出年月日が記載されているか。
- 検定地は記載されているか。
- 氏名欄及び現住所欄にふりがなが記載されているか。
- 本籍地は都道府県名までで、市区町村名以下が記載されていないか。
- 現住所欄の現住所について、都道府県名から記載し、気付、団地名、棟番号、室番号、寮名なども省略せず記載されているか(受検票の送付先となりますので、正確にご記載ください)。
- 現住所欄に日中連絡の取れる電話番号が記載されているか(確認のため電話をする場合があり、連絡が取れない場合は受検できないことがあるため注意)。
- 市区町村又は都道府県の職員である者については、当該市区町村又は都道府県名を記載しているか。また、市区町村又は都道府県の職員以外の者については記載欄を空欄としているか。
- 受検手数料として2万7千円分の収入印紙(地方自治体発行の収入証紙ではないことに注意)を収入印紙貼付欄に貼付けているか(市区町村又は都道府県の職員は不要)。また、消印をしていないか(消印がされている場合には受付不可)。
- 写真は貼付されているか(6ヶ月以内に撮影したもので、サイズは縦4.5cm×横3.5cm、裏面に申込都道府県名及び氏名を記載)。

(整理票、受付票)

- 検定地は記載されているか。
- 氏名欄にふりがなが記載されているか。
- 整理票裏面に写真は貼付されているか(6ヶ月以内に撮影したもので、サイズは縦4.5cm×横3.5cm、裏面に申込都道府県名及び氏名を記載)。

※本紙については提出前のチェック用として活用することとし、提出は不要です。